

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、情報の保護及び管理に関する規程に基づき、情報公開の実施について必要な事項を定めるものとする。

(協会の責務)

第2条 協会は、協会の事務事業に関し、情報公開を推進することにより説明責任を全うし、民主的で公正かつ透明性の高い事務事業の運営を図るものとする。

2 協会は、情報公開にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 文書（情報の保護及び管理に関する規定第5条第1項に規定する文書をいう。以下同じ。）の公開の申出（以下「公開申出」という。）をする者は、適正な公開申出に努めるとともに、文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を第三者の権利を侵害することがないように適性に使用しなければならない。

(公開申出ができる者)

第4条 何人も、この規程の定めるところにより、協会に対し公開申出をすることができる。

(公開申出の方法)

第5条 公開申出は、書面（第1号様式。以下「公開申出書」という。）を協会に提出してしなければならない。

2 協会は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をした者（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(文書の原則公開)

第6条 協会は、公開申出があったときは、公開申出に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該文書を公開するものとする。

(1) 個人の意識、信条、生命、身体、健康、職業、経歴、成績、家庭状況等生活、所得、財産、社会活動等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の

権利利益を害するおそれがあるもの。

- (2) 法人その他の団体（協会並びに国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 協会並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に社会に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 協会又は国若しくは地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、協会又は国若しくは地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をおよぼすおそれ
 - オ 協会の事業又は国若しくは地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 個人又は法人等が、協会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの及びその他の当該条件を付することが当該情報の性質又は当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。
- (7) 法令の定めるところにより、明らかに公にすることができないと認められる情報

2 協会は、公開申出に係る文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ区分して除くことにより当該公開申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開するものとする。

3 公開申出に係る文書に第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして前項の規定を適用する。
(文書の存否に関する情報)

第7条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、協会は、当該文書の存否を明らかにしないで当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第8条 協会は、公開申出に係る文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面（第2号様式又は第3号様式）により通知するものとする。

2 協会は、公開申出に係る文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書を管理していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対しその旨を書面（第4号様式）により通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第9条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開申出があった日の翌日から起算して60日以内に決定をするよう努めるものとする。

(理由付記)

第10条 協会は、第8条各項の規定により公開申出に係る文書の全部又は一部を公開しないときは、公開申出者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示すものとする。

(第三者への意見聴取)

第11条 公開申出に係る文書に第三者に関する情報が記録されているときは、協会は、公開決定等をするに当たって、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(文書の公開の方法)

第12条 文書の公開は、文書又は図面については閲覧、視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書の公開にあつては、協会は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき及びその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(費用の負担)

第13条 前条の規定に基づき、文書の公開を受ける者は、別に定めるところにより当該公開に要する費用を負担しなければならない。

(異議申出)

第14条 公開決定等に不服のある者は、協会に対して異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 異議申出は、公開決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面（第5号様式）を提出してしなければならない。

3 協会は、異議申出があった場合には、当該異議申出に係る公開決定等についての再度の検討を行い、異議申出をした者に対して、その結果を書面（第6号様式）により回答するものとする。

(情報の提供)

第15条 協会は、この規程に定めるもののほか、協会が行う事業に関する情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

文 書 公 開 申 出 書

年 月 日

公益財団法人東山公園協会理事長様

申出者 住所又は居所

氏名

電話番号

情報公開規程第5条第1項の規定により、次のとおり文書の公開の申出をします。

申出をする文書の名称又は内容	
文書の公開の方法 (希望する公開の方法を○で囲んでください。)	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴

注 法人その他の団体にあつては、申出者の住所又は居所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。

文書の公開のお知らせ

年 月 日

様

公益財団法人 東山公園協会
理事長

年 月 日付けで申出のあった文書の公開については、情報公開規程第8条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたのでお知らせします。

文 書 の 名 称			
文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 午後
	場 所		
文 書 の 公 開 の 方 法	1 閲覧	2 写しの交付	3 視聴
備 考			

注 1 文書の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。

2 日時の変更、その他は公益財団法人東山公園協会総務課へお問い合わせください。

文書の一部公開のお知らせ

年 月 日

様

公益財団法人 東山公園協会
理事長

年 月 日付けで申出のあった文書の公開については、情報公開規程第8条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたのでお知らせします。

文 書 の 名 称			
文書の公開の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 午後
	場 所		
文 書 の 公 開 の 方 法	1 閲覧	2 写しの交付	3 視聴
文書の一部を公開しない理由			
備 考			

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対して異議申出をすることができます。
- 2 文書の公開を受ける際には、このお知らせを提示してください。
- 3 日時の変更、その他は公益財団法人東山公園協会総務課へお問い合わせください。

文書の非公開のお知らせ

年 月 日

様

公益財団法人 東山公園協会
理事長

年 月 日付けで申出のあった文書の公開については、情報公開規程第8条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたのでお知らせします。

文 書 の 名 称	
公 開 し な い 理 由	
備 考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対して異議申出をすることができます。

お問い合わせ先 公益財団法人東山公園協会総務課

異 議 申 出 書

年 月 日

公益財団法人東山公園協会理事長様

申出者 住所又は居所

氏名

電話番号

年 月 日付けで通知のあった文書の 一部公開 の決定に不服があり
非公開
ますので、

情報公開規程第14条第2項の規定により、次のとおり異議申出をします。

異議申出の趣旨及び理由

注 法人その他の団体にあつては、申出者の住所又は居所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。

回 答 書

年 月 日

様

公益財団法人 東山公園協会
理事長

年 月 日付けの異議申出に対して、情報公開規程第14条第3項の規定により、次のとおり回答します。

回答の趣旨及び理由

お問い合わせ先 公益財団法人東山公園協会総務課